

令和3年高島市教育委員会  
第9回定例会議事日程

日 時 令和3年9月29日(水)  
午前9時30分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ
2. 令和3年第8回定例会会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事  
日程第1 議第56号 高島市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について  
  
日程第2 議第57号 高島市道德教育推進協議会設置要綱案
5. 報告事項  
報告第23号 高島市教育委員会事務局職員の人事について  
  
報告第24号 令和3年9月高島市議会定例会一般質問の概要について
6. 今後の日程

# 令和3年第9回定例会座席表

小多 偕裕 教育委員		上原 重治 教育長		三矢 艶子 教育委員
---------------	--	--------------	--	---------------

	高島市役所 新館 2階 教育委員会室			
川原林 正英 教育委員	教育長	1	田邊 栄美子 教育委員	
	教育委員	4		
	説明員	5		
	事務局	1		
	合計		11	
教育指導部長 川島 浩之			教育総務部長 日置 武司	

学校教育課長 饗庭 一弥		教育総務部次長 市民会館長 山本 純子		教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 真二	
-----------------	--	---------------------------	--	----------------------------	--

	教育総務課 参事 上原 真哉
--	----------------------

事務局

入口

傍聴席

傍聴席

議第56号

高島市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和3年9月29日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

高島市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成27年高島市条例第2号）第11条第2項の規定により、高島市いじめ問題対策委員会委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

専 門	氏 名	所 属 等	新任・再任
法 律	古 山 力	滋賀弁護士会	再 任
心 理	梁 川 恵	滋賀県臨床心理士会	再 任
福 祉	野 田 正人	滋賀県社会福祉士会	再 任

任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

議第57号

高島市道徳教育推進協議会設置要綱案

上記の議案を提出する。

令和3年9月29日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市道徳教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高島市立学校の道徳教育を推進するため、高島市道徳教育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 高島市立学校における道徳教育の研究および推進に関すること。
- (2) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業推進校の研究に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校児童生徒の保護者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 協議会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

4 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱または任命した日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて協議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育指導部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

報告第 2 3 号

高島市教育委員会事務局職員の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づく事務局職員の人事について、令和 3 年 9 月 2 4 日に高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、下記のとおり専決したので報告する。

令和 3 年 9 月 2 9 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

記

人事異動日：令和 3 年 1 0 月 1 日

教育委員会人事異動

職階	新所属名	職名	氏 名	旧所属名	職名
主任級	学事施設課	主任	古我 奏恵	人事課付	主任

教育委員会から出向する人事異動

職階	新所属名	職名	氏 名	旧所属名	職名
主任級	人事課付	主任	古我 重政	学事施設課	主任

報告第24号

令和3年9月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和3年9月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和3年9月29日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和3年9月高島市議会定例会  
一般質問の概要

答弁結果  
教育委員会抜粋版



**令和3年9月 高島市議会定例会  
一般質問通告一覧表および答弁者一覧表**

	氏名		答弁者	関係部局
会派代表	市民クラブ 高島の虹 是永 宙 議員	『たかしまのたからもの』を未来につなげる施策について	市長	教育総務部
個人	早川 浩徳 議員	市民にとってよりよいこれからの図書館や公民館のあり方とは	教育総務部長	/
個人	藍原 章 議員	高島の深く豊かな歴史に育まれた文化財の保存活用について		
会派代表	市民クラブ 高島の虹 是永 宙 議員	新型コロナウイルス感染症対策について	教育長	教育指導部
会派代表	高島創生会 磯部 亜希 議員	新型コロナウイルス感染症拡大の中、市民の不安解消のために市としてできることについて		
個人	福井 節子 議員	コロナ禍を乗り越える力を、学習や教育に生かせ	教育指導部長	/

是永議員

(質問番号 1) 「たかしまのたからもの」を未来につなげる施策について

3. 伝統文化や文化財、伝統産業を将来につなげていくための人の確保と育成の施策について

市長答弁

(答) 最後に、3点目の「伝統文化や文化財、伝統産業を将来につなげていくための、人の確保と育成の施策について」であります。まず、伝統文化や文化財に関しましては、市といたしましては本年3月に、文化財の保存活用を総合的・計画的に推進することを目的に、「高島市文化財保存活用地域計画」を策定し、今後はこの計画に基づき、伝統文化や文化財を次世代に保存継承する取り組みを進めてまいります。

これまでの取り組みの一例と致しまして、市内に3箇所ございます重要文化的景観地域では、国の選定をきっかけに、受け継がれてきた暮らしに改めて価値を見出し、まちづくり協議会が組織され、それぞれの価値や魅力を発信する案内ガイドを養成していただいているところでもございます。

市としましては、今後も、市内にございます伝統文化や文化財の価値や魅力を高め、発信することで、保存継承に関わっていただける人材確保に努めますとともに、育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

また、「伝統産業」に関しましては、長い歴史の中で独自の技術や製法を用い古くから受け継がれてきた産業でありますことから、次の世代に引き継いでいかなければならないものと考えております。全国各地に伝えられております各種の伝統産業の後継者スタイルを見れば、その多くが世襲制により受け継がれているものであるとともに、その人材確保が課題となっております。

市内におきましても、当市の気候や風土を生かした全国的に誇れる様々な伝統産業が、長年にわたり守りそして伝えられてまいりました。

市といたしましても、こうした伝統産業を継承していくことは重要であり、そのためにも新たな販路の開拓や消費の拡大につなげていくことが必要であると考えておりますことから、例えばふるさと納税の返礼品に用いることや、さらには議員もご承知のとおり各種特産品の海外販売戦略を展開するなどの取り組みを実施してまいったところであり、こうした取り組みが人材の確保や育成につながるものと考えておりまして、今後もこれまでの取り組みを継承しつつ地域を支える産業として将来に繋げてまいるためにも、必要な施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

【担当：教育総務部 文化財課】

早川 浩徳 議員

(質問番号 1) 市民にとってよりよいこれからの図書館や公民館のあり方とは

1. これからの図書館サービスのあり方とは
2. 図書館の高いレベルの利用者を維持する取り組みについて
3. 図書館司書資格を持つ職員の割合や推移は
4. 図書館のホームページのより良い改善計画等はあるのか
5. 電子書籍と紙の本のそれぞれに強みを活かす考えについて
6. 図書館協議会の意見の反映等はどのように行われていますか
7. 市民からも広く意見を取り入れる、図書館づくりについて
8. 学校の図書室との連携について
9. これからの公民館のあり方について
10. 幅広い世代の利用を高めていくための考えについて
11. W i - F i 整備による活用について
12. I C T 技術を取り入れた学びの場の提供の現状と今後について
13. 高島市民大学（仮）は具体的にどのようなことをしていくのか

#### 教育総務部長答弁

(答) 早川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「これからの図書館サービスのあり方とは」についてであります。図書館は、図書館法の規定により「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づきまして、これまでから、本の貸出やレファレンスサービスならびに利用者の自主的・自発的な学習活動を支援するための多様な学習機会の提供などの図書館サービスを行っております。今後におきましても、より多くの方が利用していただけるよう多様な資料を整備し、市民の方のニーズを考えました学習支援や、図書を活用した生涯学習の推進に取り組むことが重要であると考えております。

次に、2点目の「図書館の高いレベルの利用者を維持していくための

取り組みについて」であります。市といたしましては、今後も幼少期から本とふれあう機会である「ブックスタート事業」の継続や、学校との連携を図りながら読書に親しむ機会をつくとともに、おはなし会や各種講座、市民の読書意欲や関心を高める取り組みを進めることで高い水準を保ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の「図書館司書資格を持つ職員の割合や推移について」であります。21人の図書館職員のうち、図書館司書の保有者が15人おり、保有割合は71%となっております。10年前の平成23年度の保有割合は、59%でありましたことから、図書館司書の資格保有割合は増加しているところであります。

次に、4点目の「図書館のホームページのより良い改善計画等はあるのか」についてであります。図書館のホームページは、図書館システムの機能を使いながら作成しております。昨年度の図書館システムの更新によりまして、ホームページでは検索機能が向上し、また、検索した本の表紙が画像で確認できるようになり、さらには、図書館利用カードを利用者のスマホなどで表示することが可能となりましたことから、カードを持たなくても、本を借りていただくことができるようになっているところであります。

今後におきましても、利用者の方の利便性が向上するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の「電子書籍と紙の本のそれぞれに強みを活かす考えについて」であります。現在、図書館の本は、ほとんどが紙の本でありまして、令和2年度の国の調査では、9.8%の自治体が公立図書館で電子書籍を貸し出ししています。課題としまして、貸し出ししている自治体の67.8%が、適当な電子書籍がない、少ないと回答をしていることが挙げられます。議員仰せのとおり、電子書籍、紙の本にはそれぞれの良さ、強みがありますので、電子書籍のコンテンツの充実状況を見ながら、2つのバランスをどのようにしていくかの研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、6点目の「図書館協議会の意見の反映等はどのように行われているのか」についてであります。図書館協議会は、年に3回開催いたしまして、会議では、本の配置に関することや、利用者の拡大に関することなどのご意見をいただいております。日々の運営に活かしているところでもあります。一例を申し上げますと、「読んだ本を記録する読書手帳のようなものはできないか」とのご意見をいただきましたことから、昨年度、読書手帳「読書のキセキ」を作成しております。この読書手帳は、借りた資料のタイトルや評価などを記録できる手帳であり、既に4千人の方にお配りし、ご利用をいただいております。

次に、7点目の「市民からも幅広く意見を取り入れる、図書館づくりについて」であります。図書館では、利用者の方からカウンター等で直接意見をお聞きする機会が多くありますし、各図書館には意見箱を設置しているほか、メールでのご意見をいただき、図書館運営に反映するよう努めております。もとより市民の代表の方に委員となっただいていただく図書館協議会を年に3回開催するなど、より良い図書館運営に向けて、取り組んでいるところであります。

次に、8点目の「学校の図書室との連携について」であります。学校の図書室の利用促進を図ることを目的に、社会教育課が学校図書館リニューアル事業を実施しておりますことから、図書館司書が専門的な知識や経験を生かし、アドバイスを行うなどの連携を図っております。また、学校の図書室の蔵書で資料が不十分な場合には、図書館から学校へ出向きまして、児童生徒に訪問貸出を行うなど学校の図書室との連携を図っているところであります。

次に、9点目の「これからの公民館のあり方について」であります。教育大綱では、「公民館、図書館などの社会教育施設を拠点に、市の関係部局や社会教育関係団体と連携しながら、市民の学ぶ機会の提供と地域課題の解決に向けた取り組みを促進します。」としております。現在、仮称たかしま市民大学の開校準備とともに、公民館の講座や教室の運営体制全体の再構築に取り組み、生涯学習・社会教育の拠点としての役割

をさらに高めてまいりたいと考えております。

次に、10点目の「幅広い世代の利用を高めていくための考えについて」であります。より多くの方に公民館を利用していただけるよう、本年度新規に8教室を企画しましたところ、6教室で40歳代以下の受講者があり、手話教室では大人に混じって小中学生が学ぶ姿も見られております。働いておられる世代の利用者の大幅な増加は難しい面はありますが、幅広い世代の利用者の増加につながる公民館教室の内容検討を含めまして、公民館運営審議会のご意見もいただきながら研究をしてみたいと考えております。

次に、11点目の「W i - F i 整備による活用について」と12点目の「I C T技術を取り入れた学びの場の提供の現状と今後について」であります。W i - F i 環境の整備につきましては、社会教育分野におけるI C Tの活用を図る観点から、公民館の一部の部屋にW i - F i 環境の整備を行い、新しい技術を活用した学びの推進に向けて、本定例会に補正予算の提案をさせていただいているところでございます。整備が進みますと、利用者が、オンライン会議ができるなどの利便性が向上するだけでなく、W i - F i 環境を活用したインターネット接続による講習が可能となり、また、離れた場所の講師によるオンライン教室、他教室とのオンライン会議による交流活動など、学習環境の充実、学習機会の拡大につながるものと考えております。

最後に、13点目の「高島市民大学（仮称）は具体的にどのようなことをしていくのか」についてであります。仮称たかしま市民大学につきましては、「たかしま市民大学準備委員会」を設置いたしまして、学習者の主体性が発揮される講座やプログラムなどを検討し、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、課題解決に向けて主体的に行動するひとづくりにつながるような内容にしていきたいと考えております。現在、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、委員の選考を行い、先進事例の調査を計画するなど、取り組みを進めているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

図書館に関わる各種ボランティアの継続的な確保については。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

図書館サービスの向上を図るうえで、ボランティアの方のご協力は重要なことであると考えております。現在、おはなし会などを運営していただいている団体や、ブックスタートのサポーターなど、様々な形でご協力をいただいております。

こうした活動に継続的なご協力をいただくには、より多くの方に活動を理解していただく必要がありますことから、新型コロナウイルス感染症の終息後には、サポーターの養成講座の開催などに取り組んでまいりたいと考えております。

(再質問)

幅広い広報という意味でSNSの活用など他の方法も考えられると思うが図書館について活用は。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

図書館では、メールマガジンにより、新着リストや、催し物の案内などを週2回配信しております。

また、メールで予約本の連絡や、貸出期限の前日に期限をお知らせする取り組みも行っております。今後におきましても、利用者の方の利便性の向上に努めてまいりたいと考えています。

(再質問)

図書館協議会の委員に学識経験者はいるのか。また記録は公開、あるいは会議は公開されているか。



### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

図書館協議会の学識経験者の委員には、県立図書館の館長を経験されました方を委嘱しております。この方は、大学で司書課程を教えられているなど図書館運営に見識の高い方でございます。

また、図書館協議会の会議録は、会議の内容まではホームページで公開はしていませんが、会議は、公開を原則に開催しております。

(再質問)

学校司書および司書教諭について高島市の現状は。

### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

学校司書および司書教諭の現状につきましては、学校司書は、学校図書館法に置くように努めなければならないとの規定はありますが、現時点では配置にまで至っておりません。

一方で、司書教諭は、学校図書館法に12学級以上の学校には置かななければならないとの規定がありますことから、対象となります5校に配置しております。

また、図書館から学校へ人材の派遣などを行うことにつきましては、先にお答えいたしましたとおり、学校図書館リニューアル事業への協力、学校図書室と連携した訪問貸出などに取り組んでおりますことから、こうした取り組みを継続してまいりたいと考えております。

(再質問)

ビジネス図書館という仕組みも大事なことと考えるがどのように考えているか。

### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

ビジネス図書館につきましては、現時点では、先程議員が仰っていたように司書がそれに関連するようなサービスを提供させていただいています。今後におきましては、確かにこういう様な、それに特化した様な形になれば良いんですけども、現状では今のサービスを続けていきたいと考えております。

(再質問)

ホームページから施設の利用予約なども利便性を高めるために必要と考えるが、こうした仕組みを導入する考えは。

#### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

公民館の施設予約は、利用の7日前までに使用許可申請書を提出いただきまして、各公民館で予約台帳により貸館状況を管理しております。現在、国の「自治体DX、デジタルトランスフォーメーション推進計画」をうけまして、行政手続きなどのデジタル化の検討を進めておりますことから、公民館の利用予約のオンライン化につきましても検討の方を進めてまいりたいと考えております。

(再質問)

高島市民大学で地域学といった内容を取り上げ、それを学生など若い人を主な対象として行っていくような考えはあるか。大学と連携し、卒業単位として認定するなどの取り組みを進めることについてどうか。

#### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

仮称たかしま市民大学につきましては、「目の前の事象から解決すべき課題を見出し、課題解決に向けて主体的に行動するひとづくりにつな

がる」ような学びの場を目指しておりますことから、若い人たちを含め、幅広い世代の方に受講していただきたいと考えております。

具体的な内容につきましては、これから「たかしま市民大学準備委員会」で検討していただくこととなりますが、議員ご提案の地域学などにつきましても検討される内容になっていくのではと考えております。

(再質問)

市民大学として対面でも、オンラインでも受講できるようにすることについてどうか。

#### 教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

今ご提案いただきましたような内容につきましても、この高島市民大学準備委員会のなかで検討の内容になっていくものと考えております。

【担当：教育総務部 社会教育課・図書館】

## 藍原議員

(質問番号 1) 高島の深く豊かな歴史に育まれた文化財の保存活用について

1. 文化財保存活用地域計画における5つのストーリーの関連文化財群の考え方と今後の取り組みについて
2. 文化財の価値や魅力を広く発信する手立てや取り組みについて
3. 点在する文化財の保存と継承をどのようにされるのか。また貴重な文化財をどのように見せるのか
4. 文化財を活かした地域作り、歴史と文化財の案内人のボランティア育成はどのように考えているか

## 教育総務部長答弁

(答) まず、1点目の「文化財保存活用地域計画における5つのストーリーの関連文化財群の考え方と今後の取り組みについて」であります。が、本年3月に作成いたしました文化財保存活用地域計画では、大陸と都をつなぐ地理的環境と、山や水の恩恵を受けて育まれた歴史と文化の特徴に基づく5つのストーリーを設定し、それぞれのストーリーを構成する文化財の多面的な価値や魅力の発信と活用を目指しております。

1つ目の「継体大王出生の地」では、市内で誕生されたと伝わる継体大王に関係する史跡や伝承地などをつなぐストーリーを設定し、継体大王の父、彦主人王の陵墓とされる田中王塚古墳や、継体大王擁立に関わった有力豪族の墓と考えられます鴨稻荷山古墳などを構成文化財としております。今後におきましては、ストーリーを構成する文化財の環境保全に努め、より多くの方に見学していただくことを目指すとともに、出土品を活用した体験活動を行うなど、市民の方が歴史に触れ親しむ機会を創出してまいりたいと考えております。

2つ目の「都とつながる山・川・道」では、古代の都や寺院造営の木材供給地であった森林、木材の運搬を担った川、日本海と都を結ぶ街道周辺の文化財をつなぐストーリーを設定し、多くの人や物が行き交った

都とつながる道などから生まれた遺跡や有形文化財、風習や伝統芸能を構成文化財としております。今後におきましては、整備を進めています2つの名勝庭園を拠点とした見学コースを設定し、朽木谷の歴史文化の発信を進めますとともに、街道沿いの集落に伝わる伝統行事や近代化遺産の調査などを行い、その成果を発信してまいりたいと考えております。

3つ目の「高島七頭と城館跡」では、鎌倉時代から室町時代にかけて、市内を本拠とした高島七頭などの領主が築いた城館跡などをつなぐストーリーを設定し、国史跡清水山城館跡や、戦国時代の山城跡などを構成文化財としております。今後におきましては、こうした山城跡が、戦国時代の高島を伝える貴重な遺跡であることから、地域の方の協力を得ながら適切な保存管理に努め、その価値を学ぶ見学会の開催や案内看板の設置、見学コースを示したマップの作成などに取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の「中江藤樹の教え」は、江戸時代の陽明学者で、近江聖人中江藤樹先生の教えと関わりのある文化財をつなぐストーリーを設定し、藤樹先生が私塾を開いた生家跡である藤樹書院跡や墓所、藤樹先生の命日の9月25日に、執り行われます儒式祭典などを構成文化財としております。今後におきましては、藤樹先生に関する資料の確認調査を進めますとともに、構成文化財の周遊コースの設定や案内看板の整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

5つ目の「湖辺の祈りと暮らし」では、日本遺産や重要文化的景観に選定されている水辺の景観、人々が作り上げた文化財をつなぐストーリーを設定し、琵琶湖に流れ込む河川、その源流となる山々からの谷水や湧き水、内湖など水に関連する景観や暮らし、そして信仰などを構成文化財としております。今後におきましては、3箇所的重要文化的景観を地域住民の方々とともに適切な保存管理や整備に努め、また、関係団体と連携しながら、日本遺産を構成する文化財の見学ツアーの実施などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の「文化財の価値や魅力を発信する手立てや取り組みについて」であります。これまでから文化財を学ぶ講座の「たかしま歴史楽」や展示会の開催、歴史ガイドブックなどの作成、広報たかしま掲載の「高島市歴史散歩」を市のフェイスブックで配信、高島歴史民俗資料館のツイッターやユーチューブでの情報発信など文化財の価値を知っていただき、魅力を発信する取り組みを進めており、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の「点在する文化財の保存と継承をどのようにされるのか。また、貴重な文化財をどのように見せるのかについて」であります。文化財の保存と継承につきましては、文化財保護に見識の高い方を文化財保護推進員として各地域に配置し、点在する指定文化財等の定期的な巡視や文化財所有者への助言を行うとともに、所有者や団体へ維持管理や保存修理に係る支援を行っております。

また、貴重な文化財をどのように見せるのかにつきましては、3つの資料館や収蔵庫に保管している資料の調査や整理作業を進め、その成果を活かした展示がより充実するよう取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4点目の「文化財を活かした地域作り、歴史と文化財の案内人のボランティア育成はどのように考えているかについて」であります。3つの重要文化的景観選定地域では、地域住民の方を中心に組織されています。まちづくり協議会が、自治会と連携しながら景観保全の環境整備や伝統行事の継承に取り組まれるなど地域づくりにつながっているところがあります。

また、価値や魅力を発信する案内ガイドを養成されるなど、見学者の受け入れ体制につきまして整備をすすめていただいております。

今後におきましても、5つのストーリーの文化財に関する案内人の育成は大切なことから、市民の方や関係団体等との連携を図りながら、案内人の育成支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

ツイッターやユーチューブで情報発信をされているということで、その状況をお聞きします。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

ツイッターにつきましては、資料館の展示品や収蔵品の紹介、企画展や講座の開催状況のお知らせなど、最新情報を広く発信することを目的といたしまして、昨年5月から始めております。

現在までに、「高島・戦国の城と館」、「近藤重蔵展」などの企画展、白鬚神社や旧秀隣寺庭園の紹介など、これまでに64件のツイートをしております。多いときには2,000回を超える閲覧があります。

また、ユーチューブにつきましては、昨年6月から鴨稻荷山古墳、清水山城館跡などを紹介する動画を6回投稿しております。最も人気がありました投稿は、鴨稻荷山古墳を紹介する動画となっております。

ツイッターやユーチューブを活用いたしました情報発信は、若い世代の方々に、文化財の価値や魅力を知っていただく機会となりますので、引き続き、取り組んでまいりたいと考えております。

(再質問)

SNSでの発信と併せて、子どもの時から文化財に親しむことも大切だと思いますが、そういった取り組みをお聞きします。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

小学生や中学生を対象といたしまして、これまでに勾玉づくりや戦国時代の山城の工夫を体験する見学会、発掘調査出土物や民具に直接ふれることができる体験などを行ってきております。

子どもたちに、文化財に触れ親しむ機会を提供し、文化財の価値や魅力を知ってもらえることは、文化財を守る後継者の育成にもつなが

り、次世代へ着実に継承できる一助となりますことから、今後も、子どもたちが文化財に触れ親しむ機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

萩市の萩反射炉や造船所遺跡等では、現場には建物等が無く、案内板のQRコードをスマホで読み取ることで当時の姿を見ることができた。整備された遺構で、こういった取り組みを導入される予定はないのか？

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

文化財の案内板にかつての姿が見られるようなQRコードをつけるには、学術的な詳細な調査やその結果をもとに、十分に検証しました復元図の作成が必要になるなどの課題もありますことから、なかなか難しいところがあります。

現在、QRコードにつきましては、昨年度、作成いたしました歴史ガイドブックに、スマートフォンで文化財の場所がわかる地図を見られるようQRコードの掲載をしているところであります。

(再質問)

重要文化的景観選定地域での活動は、地域づくりに繋がっているとのことであったが、他の関係団体の活動で地域づくりに繋がっていることがあるか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

「他の関係団体の活動が地域づくりに繋がっている事例」といたしましては、清水山城館跡の除草作業などの環境整備や現地見学会の開催を通しまして、清水山城楽（じょうらく）クラブが発足され、現在も遺構の顕在化をはかるための環境整備や見学会を定期的にされております。



す。

また、高島市文化遺産活用実行委員会では、シコブチ信仰の関係地を案内するガイド養成講座や、布づくりの技術を継承するための体験会の開催、朽木古屋の六斎念仏踊りや高島音頭の後継者の育成などの活動をされており。

こうした活動は、地域にある文化財の価値や魅力を知っていただくこととなりますし、人と人のつながりを生み出していきますことから、文化財を通じた地域づくりにつながっていると考えております。

(再質問)

3つの重要文化的景観選定地域では、案内ガイドを養成されているとのことですが、こういった内容か？

教育総務部長答弁

(答) お答えします。

3つの重要文化的景観選定地域での案内ガイドの養成内容につきましては、まず、「大溝の水辺景観まちづくり協議会」では、平成28年度に開催されましたガイド養成講座の受講者の方が、「大溝・白鬚 水辺ガイドの会」を結成され、現在は9人のガイドの方が、地域の案内役として活躍されております。また、平成30年度には、新たな見学コースの開発や研修会を実施されまして、案内される活動範囲を広げられているところであります。

次に、「海津・西浜・知内地域文化的景観まちづくり協議会」では、地域の暮らしに密着する文化的景観を住民目線で発信できるよう地域見学会や案内人養成講座を開催されております。歴史ガイドグループの組織化には至っておりませんが、見学会や講座の参加者が、さまざまな形で協議会活動の協力者になっておられます。

最後に、「針江・霜降の水辺景観」の針江地区では、平成16年のテ

テレビ放送をきっかけに見学者が急増しましたことから、地域住民の方が案内組織を立ち上げられまして、地域の案内やカバタの紹介を続けておられます。

【担当：教育総務部 文化財課】

是永議員

(質問番号2) 新型コロナウイルス感染症対策について

- |  |
|--|
| <p>2. 学校で陽性者が出た場合の市の対応と、学級閉鎖などで登校できない期間の学習保障について</p> <p>6. 感染を心配して、通学を希望しない児童生徒の学習保障について</p> |
|--|

教育長答弁

(答) 是永議員の質問番号2の2点目と6点目のご質問にお答えいたします。

2点目および6点目の「学校で陽性者が出た場合の対応について」および「学級閉鎖などの期間や感染を心配して通学を希望しない児童生徒への学習保障について」でございますが、文部科学省が策定したガイドラインでは、緊急事態宣言等の対象地域に指定された場合、「同一学級で複数の感染者が判明し、学級内に感染が広がっている可能性が高い場合には、5日から7日程度を目安に学級閉鎖を、複数の学級を閉鎖する必要がある場合には学年閉鎖を、さらに複数の学年を閉鎖する必要がある場合には、学校全体の臨時休業を実施する」とされています。本市としましては、ガイドラインを参考に、学校の感染状況や児童生徒数、通学方法など、それぞれの学校の特性や状況を踏まえ、総合的に判断して、臨時休業の措置を講じたいと考えております。

これまでと同様に、今後も引き続き、児童生徒の命と健康を守ることを最優先に考えてまいります。

また、「学習保障について」でございますが、本年8月30日に2学期の始業を予定しておりましたが、緊急事態宣言が発出されたことから、感染予防を図るためにも、始業を2日遅らせ、そのうえで、9月1日から3日までの間は、午前中だけの登校としたところであります。その際、児童生徒の学習を保障するため、その3日間の午後は、小学1年生から中学3年生までのすべての児童生徒にリモートによる自宅学習を実施いたしました。

今回のリモートによる自宅学習は、児童生徒にとって、学校から離れた場所で、先生や友達の顔を見ながら、リアルタイムに会話できることが新鮮で、学習への興味関心が高まったこと、また、教員にとって、普段とは違う活発な児童生徒の反応に、今後もタブレット端末を使った学習を充実したいという意欲が高まったことなど、児童生徒にとっても、教員にとっても、意義ある学習の機会であったと評価しております。

今後におきましても、必要な場合には、リモートによる自宅学習の機会を設けるなど、児童生徒の学ぶ機会の保障に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

磯部亜希 議員

(質問番号 1) 新型コロナウイルス感染症拡大の中、市民の不安解消のために市としてできることについて

- |   |
|---|
| <p>3. (1) 小中学校におけるさらなる感染症対策について</p> <p>(2) ①タブレット端末の利用状況および9月1日から3日の午後に実施したリモート学習の取り組み状況について</p> <p>②今後の日常的なリモート学習の取り組みについて</p> |
|---|

### 教育長答弁

(答) 磯部議員の3点目のご質問にお答えいたします。

まず、1つめの「小中学校におけるさらなる感染症対策について」でございますが、去る8月27日に文部科学省より、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示され、市教育委員会といたしましては、直ちに市内各学校長に対し、その内容等を周知いたしますとともに、各学校の感染状況や児童生徒数、通学方法など、それぞれの学校の特性や状況を踏まえ、臨時休業について、総合的に判断することといたしております。そのうえで、緊急事態宣言発令中に2学期の始業を迎えるにあたり、市の新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針で、保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動や音楽科における合唱やリコーダーの演奏など、飛沫感染の可能性が高い学習活動ならびに修学旅行や運動会、文化祭などを9月末まで中止とし、中学校の部活動も緊急事態宣言期間中は中止としたところであります。

さらなる感染症対策として大事なことは、学校だけでなく、保護者、そして子どもに関わる地域の大人みんなが、このコロナ禍を生きる当事者として、どのように感染症対策を徹底するかをともに考え、実行していくことであると考えており、すでに、保護者の皆さまには、ご家庭での家族ぐるみの感染症対策をお願いしたところでございます。

次に、2つめの1項目め「タブレット端末の利用状況について」でござ

いますが、普段から、小中学校におきましては、タブレット端末を活用して、自分の考えをプレゼンテーションしたり、自分の意見を即座に友達と共有して、協働的な学びに生かしたりしており、頻度は学年や教科に応じて違いますものの、積極的に活用しているところでございます。

また、「9月1日から3日の午後に実施したリモート学習の取り組み状況」につきましては、児童生徒にタブレット端末を自宅に持ち帰らせ、遠隔会議システムを活用して、自宅と学校をつないだ学習指導を行う方法と、授業支援システムを活用して、学習課題を配信ならびに回収して学習指導を行う方法を組み合わせて、リモートによる自宅学習の取り組みを行いました。

課題といたしましては、タブレット端末の入力操作の間違いや、遠隔会議システムがスムーズに動かない事例が散見されました。これらの課題に対しましては、学校においてサポート体制をとっていたこと、また、安定した通信環境を確保できるよう、市教育委員会で対応していたことから、日を迫うごとに、児童生徒も教員も意欲的な取り組みになったと評価しております。

「小学校の低学年や中学年の児童の、この3日間の取り組みについて」でございますが、小学校の低学年や中学年の児童に対しましては、午前中に操作の方法を指導し、練習を行ってから、リモートによる自宅学習に取り組みました。特に、遠隔会議システムにつきましては、低学年は、今回が初めての取り組みであったところも多く、操作上の押し間違い等も一部見られましたことから、引き続き、繰り返し指導して、より自主的に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

最後に、2項目めの「今後の日常的なリモート学習の取り組みについて」でございますが、まずは、タブレット端末の授業支援システムを活用して、家庭における宿題の配信ならびに回収する実践を積み重ねて、ICTのスキルアップを図ってまいりたいと考えておりますが、ICTのスキルは学年や学校毎に差がありますことから、必要に応じて学年や学校を単位に、遠隔会議システムを活用したリモートによる自宅学習も行ってま

いりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

現在、学校において、子どもたちはどのようにICTを活用しているのか。

### 教育長答弁

(答) ご質問にお答えをいたします。

「現在、学校において、どのようにタブレット端末を活用しているのか」についてのご質問でございますが、例えば、小学校ですと、タブレット端末のカメラ機能を使いまして、アサガオ等の写真を時系列に撮りためていき、それを最後にまとめて、観察記録としてそれぞれの子どもたちが作っていくという活動がございます。さらに、様々な教科で、インターネットから情報を得まして、その得た情報を分析して自分の考えをまとめてプレゼンテーションをするということも行われております。さらには、道徳の時間におきまして、これまでですと、先生の問いに対して数名の子どもが手を挙げて答えるような授業でございましたが、今はすべての子どもたちが自分の考えを自分のタブレット端末に書き込んで、そして先生に提出して、それを大型モニターに全員の分を映し、みんなで見て共有し、さらに話し合いの中で、自分の考えを深めていく、そういう道徳の授業もすでに行われつつあります。

また、タブレット端末は、家庭に持って帰ることもできますので、家庭におきまして、例えば、英語の教科書の朗読をタブレット端末の録音機能を使って録音して、先生に提出をする。あるいは、この前、9月4日、5日の土曜日、日曜日の宿題として、生徒の、自分の好きな風景を写真で撮って、それに英文で説明文をつけて提出するという宿題を実施したところもございます。

さらに、遠隔会議システムとあって、遠い場所とつなぐ機能を使いま

して、遠く離れた大学のキャンパスをリアルタイムに大学生によって紹介していただき、そして話し合うことによって、キャリア教育につないでいる、そういう中学校もございます。

このように、学校では、タブレット端末を筆記用具のような身近な道具として活用するようになってまいりましたので、学校の授業風景は大きく変わってきているものと考えております。

今後とも、このようなタブレット端末を使った教育をどんどん進めまして、学びの質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問)

教職員の今後のスキルアップをどのように図っていくのか。

教育長答弁

(答)「教員のスキルアップについて」でございますが、この夏休みに実践交流会をもちまして、1学期中にどのような実践をしたか持ち寄り、交流をしました。これによりまして市内全域のスキルアップにつながったものと思っておりますし、9月1日から行いました、リモートによる自宅学習の経験は、各学校では先生がチームを組んで子どもたちの指導に臨んでおりましたので、その日に実践した指導をすぐに振り返って、改善し、次の日どのように指導するかということを繰り返しておりました。この3日間だけでもかなりのスキルアップにつながったと考えております。

今後は、さらに研修を積みまして、教員のスキルアップを図ったうえで、子どもたちの質の高い学びに高めていきたいと考えております。

以上でございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】



福井議員

(質問番号3) コロナ禍を乗り越える力を、学習や教育に生かせ

教育指導部長答弁

(答) 福井議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

「コロナ禍でできることをみんなで考え、大事な学習の場にはできないか」についてでございますが、各学校において実施しております修学旅行や運動会、文化祭などは、子どもたちにとりまして、その時期にしか経験できない貴重な機会であることは十分理解しておりますものの、子どもたちの命と健康を守ることを最優先に考え、内容の変更や延期、あるいは中止を余儀なくされている状況が続いております。

昨年度、小中学校において、修学旅行の代替行事として実施された校外学習は、仲間との絆を深める絶好の機会となり、心に残る行事ができたと学校から報告を受けております。また、中学校では、生徒会が中心となって、コロナ禍でも取り組める体育祭や文化祭の企画や運営を行うことにより、例年とは違った充実感や成就感を味わう機会となりました。

昨年度来、各学校においては、子どもたちの思いを聞きながら、保護者や地域の方々に支援していただく体制をとり、今だからこそできる学校独自の活動に取り組んできたところでありまして、今後におきましても、感染症対策を講じた上で、子どもたちのために何ができるかをみんなで考え、工夫を凝らした教育活動を行ってまいります。

教育委員会といたしましても、子どもたちの成長につながる学校生活となりますよう、今後とも、学校を支援してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】